

桐生市防災情報伝達システム整備工事に係る 損害賠償の請求について

桐生市防災情報伝達システムについては、令和5年2月7日付で発表したとおり、令和4年度末をもって工事が完了し、令和5年4月1日から同システムの運用を開始いたしました。

つきましては、令和4年9月30日付「防災行政無線免許申請不備に対する文書注意への対応及び今後の事業方針等について」にて発表したとおり、工期変更に伴い本市に生じた損害について、下記のとおり損害賠償の請求を行います。

■ 内 容 1 損害賠償の請求先

日本電気株式会社群馬支店 支店長 高野聡史（工事受注者）
株式会社エスビイデー 代表取締役 皆川祥子（工事監理業務受託事業者）

2 損害の内容及び金額

(1) アナログ防災行政無線の継続運用に係る費用	1,122,211円
(2) 総務省関東総合通信局との打ち合わせに伴う費用	37,440円
(3) その他事務量増加に伴う費用	200,121円
合計	1,359,772円

3 損害賠償請求日

令和5年6月28日

4 納付期限

令和5年9月30日